

# 奥州市議会全員協議会

日時：令和5年5月29日（月）

午前10時

場所：7階 委員会室

1 開 会

2 挨 拶

3 協 議

(1) 説明事項

電力・ガス・食料品等価格高騰への支援について

4 そ の 他

5 閉 会

## 1 概要

物価高騰の影響を受けている市内の生活者や事業者に対する負担軽減策又は負担増加に対する支援として、市が実施する物価高騰対策事業を次のとおり実施しようとするものです。

## 2 事業選定の考え方

支援事業は、市による緊急的な対応が必要と判断する分野・対象に対して実施する事業とし、次の考え方をもとに選定しております。

- (1) 国等が実施する物価高騰対策等の対象となっていない分野、対象を優先したこと。
- (2) 効果が広く市民生活に波及すると考えられる場合は、国等が実施する対策に加え、市が更なる支援を実施すること。

## 3 実施する事業

### (1) 低所得世帯支援枠に係る事業

- ① 対象者 低所得世帯 13,000世帯  
(令和5年度住民税非課税世帯)
  - ② 給付額 1世帯当たり3万円 ※国提示金額と同額
  - ③ 支給方法 プッシュ方式(約11,300世帯)  
申請方式 (約1,700世帯)
- ※事業の詳細は、資料No. 2を参照願います。

### (2) 推奨事業メニューに係る事業

	事業数	事業費
生活者支援	4事業	32,824千円
事業者支援	15事業	556,575千円

※事業の詳細は、別紙1「電力・ガス・食料品等価格高騰対策事業一覧」を参照願います。

※事業実施のための補正予算については、6月定例会に提案する予定です。

## 4 事業の財源

事業の財源として、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用します。(単位：千円)

	事業費	臨時交付金 (交付限度額)	一般財源
低所得世帯支援枠	399,194	399,194	0
推奨事業メニュー	589,399	405,727	183,672
合計	988,593	804,921	183,672

※低所得者支援枠における交付限度額は、後日、住民税非課税世帯数等を調査し追加交付されるため、事業費と同額で予算提案をする予定です。  
(概算限交付限度額 262,922千円)

I. 低所得世帯支援枠 (5,000億円)

- ・ 低所得世帯への支援枠を措置。
- ・ 1世帯当たりの予算の目安は3万円。ただし、下記の推奨事業メニュー①や③と組み合わせてプレミアム商品券やマイナポイントを配付するなど、支援の方法(現物・現金)や1世帯当たり単価といった具体的内容は地域の事情に応じて決められる。

(注)住民税非課税世帯×3万円及び事務費分を市町村に交付。

II. 推奨事業メニュー (7,000億円)

生活者支援

- ① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援  
低所得世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援  
※ 住民税非課税世帯に対しては上記 I による支援を行う。
- ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援  
物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援  
※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。
- ③ 消費下支え等を通じた生活者支援  
エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス使用世帯への給付などの支援
- ④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援  
家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

- ⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援  
医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対するエネルギー・食料品価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)
- ⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援  
高騰する配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農業者が構成員となる土地改良区における農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、高騰する化学肥料からの転換に向けて地域内資源を活用する独自の取組などの支援
- ⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援  
特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援
- ⑧ 地域公共交通や地域観光業等に対する支援  
地域公共交通事業者や地域観光事業者等(飲食店を含む)のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、アフターコロナに向けた事業再構築を含めた事業継続、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用も可能。

No.	担当部	性質区分	事業名称	(単位：千円)		①事業対象者 ②事業の目的・効果 ③経費の内容	積算根拠等	事業期間
				総事業費	うち臨時交付金対象経費			
1	健康 こども部	生活者 支援	子ども食堂食料品等 価格高騰支援事業	1,000	1,000	① 子ども食堂開設団体 ② 食品等の価格高騰のなか、子ども食堂を開設する団体へ食材費等を補助することにより開設の維持及び子どもの居場所を確保する。 ③ 補助金	10団体×10月×@10,000円 (食材費(市販弁当購入も可とする)及び容器・衛生用品等の消耗品)	R5. 7 ~ R6. 3
2	健康 こども部	生活者 支援	教育・保育施設等給 食提供支援事業	5,612	5,612	① 私立教育・保育施設等の事業者及び公立保育所及び認定こども園 ② コロナ禍において原油価格や電気・ガス・食料品等を含む物価の高騰の影響によりかかり増した給食費について、保護者や事業者の負担の軽減を図るため、教育・保育施設等給食提供支援交付金を予算の範囲内で交付し、もって、円滑な施設運営を支援する。 ③ 食材料費	公定価格における副食費徴収免除加算の増額分200円 (R4：@4,500円→R5：@4,700円) R5. 4. 1現在園児数から副食費徴収免除者を除いた人数  (1) 私立 2,574人-590人=1,984人 200円×1,984人×12ヶ月=4,761,600円(交付金) (2) 公立 530人-176人=354人 200円×354人×12ヶ月=849,600円(賄材料費) 【合計】5,611,200円	R5. 7 ~ R6. 3
3	健康 こども部	生活者 支援	放課後児童クラブ価 格高騰支援交付金	1,203	1,203	① 放課後児童クラブ運営事業者 ② おやつや教材をはじめとする多品目の価格が高騰していることから、その購入の経費を支援し、もってサービスの低下を予防し、安定した経営を支援する。 ③ 教材等のかかり増し経費に対する交付金	クラブの利用人数(R5. 4. 1登録人数)により支援金を交付する。 一人当たり年額840円 *毎月の教材等の購入費の平均2,000円に物価上昇率3.5%を乗じて物価上昇分を算定。  クラブ数：46 利用人数：1,431名 @840×1,431名=1,202,040円	R5. 4 ~ R6. 3
4	教育委員会 事務局	生活者 支援	学校給食物価高騰支 援事業	25,009	25,009	① 児童生徒学校給食費納入義務者 ② コロナ禍における物価高騰下において不足する賄材料費を補填することで、これまでと同様の学校給食の質を確保し、もって納入義務者の負担軽減に資するもの。 ③ 学校給食における賄材料費、手数料	(1) 賄材料費支出予定額 小学校、中学校 合計 269,178,933円 (2) 物価上昇率(106.63%)を考慮した場合の賄材料費支出予定額 小学校、中学校 合計 287,020,848円 影響額(2)-(1)=17,841,915円-A (3) 牛乳供給単価上昇分(@56.89→@62.71) 7,167,950円-B A+B=25,009,865円≒25,009,000円	R5. 7 ~ R6. 3
5	政策企画部	事業者 支援	バス・タクシー事業 者運行支援事業	3,840	3,840	① 市内バス事業者及びタクシー事業者 ② コロナ感染症の影響により利用者が大幅に減少している中、燃料費の高騰が重なり、市民の生活や地域の経済活動を支えているバス事業者及びタクシー事業者に大きな負担が生じている。この状況の中で、事業者が今後も事業を継続し、安全かつ安定した運行の維持・確保が図られるよう、県の事業と協調して燃料費高騰支援の交付金を交付するもの。 ③ 燃料費高騰に対する支援金	(1) バス @40,000円×41台 (2) タクシー @20,000円×110台  単価は県交付金(令和5年2月)に準ずる	R5. 7 ~ R5. 10

No.	担当部	性質区分	事業名称	(単位：千円)		①事業対象者 ②事業の目的・効果 ③経費の内容	積算根拠等	事業期間
				総事業費	うち臨時交付金対象経費			
6	商工観光部	事業者支援	中小企業者等事業継続緊急支援事業	163,150	163,150	① 奥州商工会議所及び前沢商工会管内の事業者であつて、岩手県が実施する「中小企業等事業継続緊急支援金支給事業」の対象者となる市内中小企業者等 ② コロナ禍の影響による売上減少に加え、エネルギー類の価格高騰等の影響を受けている中小企業者に対し支援金を支給し継続した事業運営の支援を図る。 ③ 中小企業者等の事業継続に向けた支援金	(1) 奥州商工会議所 147,750,000円 法人680×150,000円=102,000,000円 個人事業者570×75,000円=42,750,000円 事務費3,000,000円  (2) 前沢商工会 15,400,000円 法人70×150,000円=10,500,000円 個人事業者60×75,000円=4,500,000円 事務費400,000円	R5.7 ～ R6.2
7	商工観光部	事業者支援	運輸事業者運行支援緊急対策事業	30,422	30,422	① (1) 令和5年4月1日時点において、貨物自動車運送事業に必要な許可、認可又は届出のすべてを有し、奥州市内で当該事業を継続して営んでいる者 (2) 奥州市内に本社、本店、支店又は営業所等を有する事業者であつて、次のいずれかに該当する者 ア：岩手県内に本社を有する法人 イ：中小企業法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者 ② コロナ禍における燃料費の高騰により影響を受けている貨物自動車運送業者に対し燃料費の一部を交付することにより貨物輸送の安全及び安定した運行を支援する。 ③ 燃料費に対する補助	(1) 対象台数：1,314台 (2) 単価：1台当たり23,000円	R5.7 ～ R6.2
8	商工観光部	事業者支援	温泉施設電気料等高騰緊急支援事業	10,000	10,000	① 奥州・金ヶ崎温泉組合に加入している市内温泉施設を営む事業者 ② 新型コロナウイルス感染症の影響に加えて、昨今のエネルギー等の高騰により大きな影響を受けている、奥州市内の温泉施設の事業継続に資する。 ③ 価格高騰以前の実績と比較して、電気・ガス・灯油等の物価高騰分に対し、2分の1以内の額を補助する。	(1) 対象事業者 市内温泉施設を営む4事業者 (2) 補助上限額はそれぞれ以下の通りとし、一事業者あたり合計で2,500千円とする(電気料金、ガス代金、灯油代金)  @2,500千円×4事業者=計10,000,000円	R5.7 ～ R6.2
9	商工観光部	事業者支援	運転代行事業者運行支援緊急対策事業	2,116	2,116	① 奥州市内の運転代行業者 ② コロナ禍における原油価格・物価高騰により、経営に大きな影響を受けている市内運転代行業者に対し支援金を給付することで事業の継続を図る。 ③ エネルギー类等価格高騰となった経費の補助	(1) 事業者が保有する車輛数46台 (2) 1台当たり：46,000円	R5.7 ～ R6.2

No.	担当部	性質区分	事業名称	(単位：千円)		①事業対象者 ②事業の目的・効果 ③経費の内容	積算根拠等	事業期間
				総事業費	うち臨時交付金対象経費			
10	商工観光部	事業者支援	温泉機能検証・発信事業	5,000	5,000	① 市内の温泉施設 ② コロナ禍における原油価格・物価高騰により大きく影響を受けている温泉施設の誘客促進に繋げるため、温泉機能の検証及びその結果について広報を行うもの。 ③ 温泉機能検証事業等に対する補助金	温泉機能検証・発信事業 5,000千円 (1) 謝金～モニター謝礼 入浴券5枚及び食事券 @5,500×90名 495千円 (2) 打合せ旅費 @35,900×2回 72千円 (3) 委託料 2,990千円 (4) 役務費～モニター用文書通信費@120×90名×4回 43千円 (5) 賃借料～電子複写機使用料@50千円×8ヶ月 400千円 (6) 消耗品～入浴プログラム作成時消耗品他 360千円 (7) モニター募集チラシの印刷費 10千円 (8) 成果品印刷費 (リーフレット版) 300千円 (9) 血管年齢測定器 (タブレット型) 330千円	R5.7 ～ R6.3
11	商工観光部	事業者支援	貸切バス利用促進支援事業	8,000	8,000	① 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1項ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営む者のうち、公益財団法人岩手県バス協会に加盟しており、且つ、市内に本社または主たる事業所を有する者(市内2事業者) ② コロナウイルス感染症による影響に加え、昨今の電気・ガス・食料品等の物価高騰により、経営に大きな影響を生じている、市内に本社を有する貸切バス事業者を対象として、バス運行料金の一部を予算の範囲内で補助する。 ③ 運行料金に対する補助及び広告宣伝費	(1) 貸切バスの1旅行当たりの運行料金の2分の1以内の額(一日当たりの上限15,000円) (2) 広告宣伝費(上限60万円)  ※令和4年度の10月～2月平均実績を元に補助額を積算 尙胆沢交通 約5,600千円(広告宣伝費+バス333台) 榊野口 約2,400千円(広告宣伝費+バス116台)	R5.7 ～ R6.3
12	商工観光部	事業者支援	観光関連事業者支援事業	15,000	15,000	① 一般社団法人奥州市観光物産協会 ② コロナ禍における原油価格・物価高騰により事業の実施に大きな影響を受けている観光関連事業に対し、誘客促進や広告宣伝等の各種支援を行うことで当該事業の継続に資するもの。 ③ 支援事業実施に対する補助金	(1) 宣伝広告事業 5,500,000円 (2) インバウンド復活・誘客促進事業 600,000円 (3) 宿泊促進事業 1,500,000円 (4) 日帰り入浴利用促進事業 5,900,000円 (5) ホームページ特設サイト作成等事業 500,000円 (6) 事務費 1,000,000円 ※経費については自主事業のほか他事業者が実施する事業に対する補助等も含む	R5.7 ～ R6.3
13	商工観光部	事業者支援	伝統産業物価等高騰対策事業	20,000	20,000	①水沢鋳物工業協同組合、岩谷堂筆筒生産協同組合に加入している事業者 ②コロナ禍における売上減少に加え、原油価格・物価高騰等の影響により経営環境が悪化している伝統工芸事業者に対し、産地組合を通じてその影響を緩和する取組を進めることで、伝統工芸事業者の経営環境の改善と伝統工芸産業の維持・発展を図る。 ③原材料、資材等の購入時における差額補填や出荷額に応じた経費上昇分等の支給などに必要な費用に対する補助金	(1) 鋳物組合分 資材値上り額88千円/t×資材等購入量134t =11,792千円 (2) 筆筒組合分 組合経由出荷額58,500千円×経費上昇率20%=11,700千円  補助対象経費見込み額23,492千円(補助額20,000千円) ※令和4年度伝統産業物価等高騰対策事業実績から算出	R5.7 ～ R6.2

No.	担当部	性質区分	事業名称	(単位：千円)		①事業対象者 ②事業の目的・効果 ③経費の内容	積算根拠等	事業期間
				総事業費	うち臨時交付金対象経費			
14	農林部	事業者支援	農業光熱動力費等高騰対策支援事業	175,852	175,852	① 農業を生業とする市内農業者及び農業法人 ② 主として農業により生計を維持する市内農業者及び農業法人に対して、営農のための光熱動力費及び薬剤費の価格高騰分の一部を支援し、もって本市の基幹産業である農業における主力農家の営農継続を図る。 ③ 交付金及び事務費（会計年度職員人件費、通信運搬費、委託料等）	(1) 令和4年分確定申告において農業収入が500万円以上又は農業所得が黒字である農業者及び農業法人に対して、同年分農業経費の1%相当を交付（上限50万円、1万円未満端数切捨）（新規就農者等別途措置） ① 対象者農業者1,912人＋法人115団体＝2,027人・団体（*） （*）令和4年分確定申告等により試算 ② 支援率（令和4年分農業経費に対する乗率）1% ③ 交付金総額 ①対象者の経費総額×②支援率＝170,130千円 (2) 事務費 会計年度職員人件費2,939千円＋その他経費2,783千円 ＝5,722千円 ※営農組合は構成員ごとに算定 ※酪農電気料高騰対策支援事業との重複需給は別途調整	R5.7 ～ R6.3
15	農林部	事業者支援	酪農電気料高騰対策支援事業	5,112	5,112	① 乳用牛を飼養する畜産農家（14戸） ② コロナ感染症の影響下において電気料等のさらなる値上げが見込まれ、その値上げ幅は25%に及ぶものと言われている。電力使用が多い酪農家の動力光熱水費等の経営負担軽減を図り、経営を継続できるよう支援する。 ③ 電気使用量の増額分に対する交付金	(1) 乳用牛（搾乳牛）飼養頭数（令和4年7月時点）417頭 乳用牛417頭×@8,000円/頭＝3,336,000円 (2) 育成牛 飼養頭数（令和4年7月時点）444頭 (1)と合わせて飼養している場合1頭あたり1/2の額を加算） 育成牛444頭×@8,000円/頭/2＝1,776,000円 ※ 交付単価は金ヶ崎町の当初計画時点のものを使用 飼養頭数の一番大きい農家の年間電気料より試算 電気料3,500千円×高騰分25%/頭数100頭＝8,750円 ※ 農業経営統計調査（令和3年度） 生乳生産費光熱水費及び動力費（都府県） 搾乳牛1頭あたり32,747円×高騰分25%＝8,186円	R5.7 ～ R5.10
16	農林部	事業者支援	農業水利施設電気料金高騰対策支援事業	6,000	6,000	① 市内の土地改良区 ② コロナ禍による物価高騰に対する支援の一環として、農業者が構成員となっている土地改良区に対し、水利施設の電気料金高騰に対する支援を行うことで、農業者の賦課金等の負担増を抑制し、農業者の救済措置に繋がるもの。 ③ 土地改良区が所管する農業用施設（揚水機）における、電気料金のかかり増し分に係る支援金	令和4年度支援実績より積算 ・衣川土地改良区 690,000円 ・北上川東部土地改良区 2,239,000円 ・江刺猿ヶ石土地改良区 1,273,000円 ・胆沢平野土地改良区 1,520,000円 計 5,722,000円 ≒ 6,000,000円	R5.4 ～ R6.2

No.	担当部	性質区分	事業名称	(単位：千円)		①事業対象者 ②事業の目的・効果 ③経費の内容	積算根拠等	事業期間
				総事業費	うち臨時交付金対象経費			
17	福祉部	事業者支援	福祉施設等に対する物価高騰支援交付事業	61,996	61,996	① 市内に福祉施設等の事業所を有し、事業を継続している者 ② 市内に事業所を有する福祉施設等に対し、物価高騰支援金を交付することで、コロナ禍における原油価格・物価高騰により負担が増加している福祉施設等の介護サービス等の維持及び事業の継続を支援するもの。 ③ 光熱費、燃料価格等のかかり増し経費に対する支援金	【介護サービス事業所等】 (1) 光熱費支援 (42,788千円) 《入所系》単価 11,700円 @11,700円×3,032名=35,474,400円 《通所系》単価 3,900円 @ 3,900円×1,629名=6,353,100円 《訪問介護系 ※事務所のみ》 @12,000円×80事業所=960,000円 (2) 車両燃料費支援 (9,750千円) @15,000円×650台=9,750,000円  【障がい福祉サービス事業所等】 (1) 光熱費支援 (6,458千円) 《入所系》単価 7,800円 @ 7,800円×386名=3,010,800円 《通所系》単価 3,900円 @ 3,900円×816名=3,182,400円 《訪問介護系 ※事務所のみ》 @12,000円×22事業所=264,000円 (2) 車両燃料費支援 (3,000千円) @15,000円×200台=3,000,000円	R5. 7 ~ R6. 3
18	健康こども部	事業者支援	教育・保育施設等電気料等支援事業	13,900	13,900	① 私立の教育・保育施設等の事業者 ② コロナ禍において原油価格や物価の高騰の影響により、かかり増した電気・ガス料金等にかかる事業者の負担の軽減を図るため、教育・保育施設等電気料等支援交付金を予算の範囲内で交付し、もって、円滑な施設運営を支援する。 ③ 電気・ガス料金等のかかり増し経費に対する交付金	(1) 園児1人あたりのかかり増し額 2,207円-1,754円=453円≒450円 (2) 園児数 私立施設 2,574人 (3) 私立交付額 2,574人×450円×12ヶ月=13,899,600円	R5. 4 ~ R6. 3
19	上下水道部	事業者支援	奥州市水道事業に対する電力価格高騰支援事業	36,187	36,187	① 奥州市水道事業 ② コロナ禍における電力費高騰分を支援することで、使用者の料金収入により経営している奥州市水道事業の経営の安定化を図り、水道料金増額等の市民生活への影響を回避するもの。 ③ 光熱水費及び動力費のかかり増し経費に対する支援金	令和5年度電気料金の見込み額と令和3年同期間との比較による。(4月からR6. 2月まで見込み額) (1) 原水及び浄水費 31,566,670円 (内訳：光熱水費237,627円、動力費31,329,043円) (2) 配水及び給水費 3,843,654円 (内訳：光熱水費514,503円、動力費3,329,151円) (3) 総係費(光熱水費) 776,526円 合計 36,186,850円	R5. 4 ~ R6. 2
合 計				589,399	589,399			
生活者支援				32,824	32,824			
事業者支援				556,575	556,575			

# 電力・ガス・食料品等価格高騰への支援について

## (電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業)

資料№2

全員協議会説明資料 令和5年5月29日 福祉部福祉課

### 1 事業の概要

令和5年3月28日に「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の追加交付が閣議決定され、「低所得世帯支援枠」が予算措置されました。

この低所得世帯支援枠の交付金を活用し、価格高騰の影響が大きい低所得世帯（令和5年度住民税非課税世帯）に対して、1世帯当たり3万円の給付金を支給するものです。

### 2 対象世帯数

#### 約13,000世帯

基準日（令和5年6月1日）に奥州市に住所を有し、令和5年度の住民税均等割が非課税の世帯

※1 対象世帯数は、4年度の非課税世帯数を基に推測

※2 税法上で課税者に扶養されている世帯も対象

### 3 給付額

**1世帯当たり3万円** ※国が示している金額と同額

### 4 支給方法

#### (1) プッシュ方式 約11,300世帯

市が昨年度実施した価格高騰緊急支援給付金の支給で把握した振込口座を活用して、申請不要で支給する方式

#### (2) 申請方式 約1,700世帯

市が口座情報を把握していない世帯や課税情報を把握していない転入世帯等に申請書の提出を求めて支給する方式

### 5 通知発送

対象者への通知発送日 6月27日

### 6 支給日

初回：7月14日 最終：10月12日  
※初回支給で約9割の対象世帯に支給

### 7 申請受付期間

6月27日から9月30日まで

### 8 予算

#### 6月補正対応

【歳出】 (事業費) 13,000世帯×30千円 = 390,000千円  
(事務費) 9,194千円

【歳入】 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金

#### 【交付金の算定方法】

事業費は、給付金を給付した世帯のうち、令和5年度住民税非課税世帯×3万円で算定される。

事務費は、当該事業に要した費用が全額対象となる。

### 9 周知方法

- (1) 対象世帯への文書通知
- (2) 広報おうしゅう6月号への掲載 (6/22発行)
- (3) 市公式HP・ぼちっと奥州への掲載
- (4) 新聞掲載

### 10 スケジュール

- |        |             |
|--------|-------------|
| 6月中旬   | 補正予算議決      |
| 6月27日  | 通知発送・申請受付開始 |
| 7月14日  | 支給開始 (初回)   |
| 9月30日  | 申請受付期限      |
| 10月31日 | 事業完了        |